日本エネルギー法研究所月報

JAPAN ENERGY LAW INSTITUTE MONTHLY BULLETIN



第250号

【目 次】

自由貿易と気候変動・・・・・・・・・・・・・・・・1	特別研究講座の開催・・・・・・・・・・ 7
高島忠義	Till other lie of the late
液化石油ガスの料金透明化促進に向けた省令等の改正 について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4	研究班の動き・・・・・・・・・・・7
	新着図書案内・・・・・・・・・・・・・・・・・9

自由貿易と気候変動

愛知県立大学学長 高島 忠義

1. はじめに

WTO(世界貿易機関)協定の目指す多角的な自 由貿易体制の発展と気候変動枠組条約の目的とする 気候変動の悪影響の緩和(地球温暖化の防止)とは, 同じグローバルな課題であるものの,一見したとこ ろでは全く無関係なように思える。実際, WTO協 定には, 直接的に地球温暖化の問題を扱った規則が 存在していない。しかしながら, 温暖化防止に関連 した締約国の国内措置が貿易を歪曲したり、貿易制 限の効果を惹起したりする情況を想定することがで きる。そのため, 気候変動枠組条約には, 締約国の 温暖化防止措置が「国際貿易における恣意的若しく は不当な差別の手段又は偽装した制限」とならない ように注意喚起した3条5項が置かれている。類似 の義務は、特に温暖化防止措置を対象としたもので はないが、ガット20条の柱書にも見出すことができ る。こうした義務を通じて、多角的な自由貿易体制

の発展を目指すWTO協定と地球温暖化防止を目的 とした気候変動枠組条約とが法的に交錯することに なる。

2. ガットと環境保護

貿易と環境の密接な関係性は、すでに1947年ガットの時代から認識されていた¹。その発端となったのは、1992年の地球サミットである。1971年に設立されてからずっと休眠状態にあった「環境措置と国際貿易に関する作業部会」がサミットの前年になって急遽招集され、1994年に報告書を提出している。また、サミット開催の直前には、環境関連の貿易制限措置が相次いでガットのパネル(紛争解決小委員会)に付託されている。タイ政府が煙草法に基づいて有害添加物を含む外国産煙草の輸入を禁止した事件(DS10/R-37S/200)と、米国政府が海洋哺乳動物保護法に基づいてマグロ漁におけるイルカの混獲を

減らすために巻網漁法を使用する外国産マグロの輸入を禁止したマグロ・イルカ事件(メキシコの申立事件DS21/R-39S/155とEC・オランダの申立事件DS29/R)が、それである。これらの事件においては、問題の措置が締約国の義務逸脱を認めたガット20条によって正当化されるかどうかが争われたが、パネルは、その対象措置を掲げた同条各号を多角的な自由貿易体制の発展というガットの目的と原則に対する「例外」と位置付けて厳格に解釈し、両国の措置がガット20条の対象措置には該当しないと認定した。

3. WTOと環境保護

1994年に採択されたWTO協定では、貿易と環境の関係性がかなり強く意識されている。1947年ガットの前文は、その目的の1つに「世界の資源の完全な利用(full use)」の発展を掲げていたが、WTO設立協定の前文では、環境の保護と保全を通じた「持続可能な開発の目的に従って世界の資源を最も適当な形で利用すること(optimal use)」に変更されており、1995年には持続可能な開発を促進する貿易措置と環境措置の関係性を検討する「貿易と環境に関する委員会」(CTE)が設立された。

WTO設立協定はいわば枠組条約であり、その対象となる個別分野毎の協定が附属書に添付されている(設立協定と附属協定を一体的にWTO協定と呼称)。これら附属協定の中では、農業協定、衛生植物検疫措置適用(SPS)協定、貿易の技術的障害協定、補助金・相殺関税措置(SCM)協定、サービス貿易に関する一般協定及び貿易関連の知的所有権協定が、環境保護に直接関係した規定を置いている。

こうした変化を反映して、WTOの設立以降、一般理事会に設置された「紛争解決機関」(DSB)には、環境関連貿易措置を巡る紛争がかなり付託されるようになった。大気汚染の防止(米国ガソリン基準事件)、海洋生物資源の保存(米国海老輸入制限事件)、人の健康保護(ECホルモン牛肉輸入制限事件、ECアスベスト輸入制限事件、ECバイテク事件)に関連した事件が、それである。

米国ガソリン基準事件では、米国環境保護庁が大 気汚染法に基づいて採用したガソリンの品質基準、 米国海老輸入制限事件(いわゆる海老・海亀事件)²

では、ワシントン条約附属書Iの掲げる海亀を海老 底引網漁での混獲から保護するために米国国務省の 定めたガイドライン、さらにECアスベスト輸入制 限事件では、フランスによるアスベスト輸入禁止措 置が、それぞれガット20条によって正当化されるか どうかが争われた3。また、成長促進ホルモンの使用 牛肉に関するECの輸入禁止措置と遺伝子組換え産 品に関するECの承認手続停止措置が問題になった ECホルモン牛肉輸入制限事件⁴とECバイテク事件⁵ においては、それぞれの措置がSPS協定に適合す るかどうかが問題になった。ただ,上記事件の中で WTO協定との適合性が認められたのは、ECアス ベスト輸入制限事件の1件だけにとどまっている。 ここに、多角的な自由貿易体制の発展を目指すWT Oレジーム内の紛争解決機関が環境レジームを包摂 することの限界を見出すことができるかも知れない。

4. WTOと気候変動

2010年代に入ると、上記のような大気汚染の防止、 海洋生物資源の保存、人の健康保護に関連した貿易 措置を巡る紛争とは異なる種類の事案がDSBに付 託されるようになった。気候変動に関連した貿易措 置を巡る紛争が、それである。この種の事件で既に DSBによって報告書の採択された事件としては, 後述するカナダ・オンタリオ州政府の再生可能エネ ルギー関連措置事件のほかに、EUがアルゼンチン のバイオ燃料に課したアンチ・ダンピング措置がダ ンピング防止協定に適合するかどうかが争われたE Uダンピング防止措置事件(DS473),インド政府が 太陽光発電事業者に課した国内産品使用義務(DC R)がガット3条4項とSCM協定に適合するかど うかが問題になったインド太陽電池・モジュール関 連措置事件(DS456), さらに,米国政府が太陽光パ ネルや風力発電設備などの中国産品に課した相殺関 税措置がSCM協定に適合するかどうかが争点にな った米国相殺関税措置事件(DS437) がある。

5. カナダ再生可能エネルギー関連措置事件

最後に、気候変動関連貿易措置のWTO協定適合性が争われた上記事件の中で、そのリーディング・ケースとなったカナダ再生可能エネルギー関連措置事件を簡単に紹介することにしよう⁷。現在、数多く

の国家が、温室効果ガスを削減するために再生可能エネルギー産業の育成と発展に注力している。こうした政策の柱の1つが、2009年にオンタリオ州政府の導入した再生可能エネルギーの固定価格買取 (Feed-In Tariff) 制度である⁸。同州のFIT制度は、州政府が長期契約(20年又は40年)に基づいて風力、太陽光、バイオマス、水力などの再生可能エネルギーを使用した州内の発電事業者から電力を一定価格で購入することを保証したものであった。同時に、この制度には、いわゆるローカル・コンテントも盛り込まれており、発電施設の建設時に州内生産品を一定割合以上使用する義務が発電事業者に課せられていた(風力FITに関しては2012年以降50%、太陽光FITに関しては2011年以降60%)。

同州FIT制度のWTO協定適合性を争ったのは, 日本とEUである。問題は、オンタリオ州のFIT 制度に盛り込まれたローカル・コンテントにあった。 パネルと上級委員会は, それが内国民待遇(外国産 品と内国産品の平等待遇)を保証したガット3条4 項と貿易関連投資措置におけるそれを要求した「貿 易に関連する投資措置に関する協定」(TRIMs 協定) 2条1項に違背すると認定した。しかし、両 機関は、同制度がSCM協定3条1項(b)の禁止 する, 内国産品優先使用を条件とした補助金に該当 するかどうかに関しては、異なる判断を示している% 上級委員会は、オンタリオ州のFIT制度がSCM 協定1条1項(a)「政府又は公的機関による資金 面の貢献」の(iii)「政府による物品の購入」に該 当すると認定したパネルの判断を支持する一方で, 補助金の要件として同項(b)の掲げる「利益」の 存在に関しては、日本とEUが十分な証明責任を果 たしていないとしたパネルの裁定を破棄し、パネル が州政府の策定した再生可能エネルギー供給計画 (Renewable Energy Supply Initiative) に照らし て「利益」分析を行うべきであったと批判した。同 委員会によると、もしパネルがこうした分析を行っ ていれば, 少なくとも風力発電に関しては「利益」 の存在を認定した可能性があるという。ところが, 同委員会は、本件における問題の複雑性、パネルの 十分な検討と事実認定の欠如, さらに当事国の適正 手続上の考慮から, 最終的な認定を行うことを回避 している。かくして、オンタリオ州のFIT制度は、

かなり曖昧な形ではあるが、SCM協定違反の認定を免れることになったのである¹⁰。

【注】

- 1 拙稿「WTOと多数国間環境条約の貿易制限措置」 『特集1 国際経済法の現代的課題』ジュリスト1254号 (2003年) 29-31頁。
- ² 拙稿「WTO協定と環境保護—エビ・カメ事件」『国際法判例百選(第2版)』(2011年)158-159頁。
- ³ 拙稿「ECのアスベスト輸入制限事件」法学研究77巻 3号(2004年3月)所収。
- ⁴ 拙稿「ECのホルモン牛肉輸入制限事件について (1) (2・完)」法学研究76巻2号(2003年2月)・ 3号(同年3月)所収。
- ⁵ 拙稿「E C バイテク事件について-WTOにおける自由貿易と健康・環境保護の相克-」法学研究80巻7号 (2007年7月)所収。
- ⁶ 拙稿「貿易レジームと環境レジームの交錯ー機能的な 分立から緩やかな統合へ-」国際法外交雑誌107巻2号 (2008年)所収を参照。
- ⁷ 日本の申立事件はCanada-Certain Measures Affecting the Renewable Energy Generation Sector (WT/DS412), E U の申立事件はCanada-Measures Relating to the Feed-In Tariff Program (WT/DS426)である。パネルの報告書は2012年12月19日,上級委員会のそれは2013年5月6日に提出されている(DSBでの採択は同月24日)。
 ⁸ 2016年の時点でFIT制度を採用している国の数は、80ヶ国以上にのぼっている。ただ、近年は多くの国でFIT制度から入札制度への転換が進んでいるという。REN21『自然エネルギー世界白書2017ハイライト』(環境エネルギー政策研究所訳)19-20頁。
- ⁹ 2010年以降, S C M協定に関係した気候変動関連の貿易措置がD S Bに付託された事案は,カナダ再生可能エネルギー関連措置事件のほかに,協議中の事案を含めて7件ほど存在する。China-Measures Concerning Wind Power Equipment (DS419), US-Countervailing Duty Measures on Certain Products from China(DS437), EU and Certain Member States-Certain Measures Affecting the Renewable Energy Generation Sector (DS452), India- Certain Measures Relating to Solar Cells and Solar Modules (DS456), EU-Certain

Measures on the Importation and Marketing of Biodiesel and Measures Supporting the Biodiesel Industry (DS459), EU-Certain Measures Relating to the Energy Sector (DS476), US-Certain Measures Relating to the Renewable Energy Sector (DS510).

10 現在, WTOでは、2001年のドーハ閣僚宣言に基づいて、日本、米国、EU加盟国、中国などの46ヶ国が環境

産品に関する関税及び非関税障壁の削減又は撤廃を目的

とした「環境産品協定」(Environmental Goods Agreement)の締結に向けた交渉を行っている。その対象には、自動車排気ガスの有害物質低減装置、空気清浄機、下水処理装置などだけでなく、風力タービンや太陽光パネルなどの再生可能エネルギー関連産品も含まれている。

(たかしま・ただよし=愛知県立大学学長)

液化石油ガスの料金透明化促進に向けた省令等の改正について

研究員 高橋 一正

I はじめに

電力や都市ガスの自由化に伴って垣根を越えた競 争が激化する中,液化石油ガス(以下「LPガス」 という。)が消費者から選択されるエネルギーとな ることを目指して、2016年2月経済産業省の審議会 である総合資源エネルギー調査会の下に「液化石油 ガス流通ワーキンググループ」(以下「LPガスW G」という。) が設置され、LPガス料金の透明化 に向けた対応策等の検討がなされた。そして、LP ガスWGで示された基本的方向性を具体的な措置と して実施するため、「液化石油ガスの保安の確保及 び取引の適正化に関する法律施行規則」(以下「液 石法施行規則」という。) および「液化石油ガスの 保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 の運用及び解釈の基準について」(以下「液石法運 用・解釈通達」という。)の一部改正(公布:2017 年2月22日)がなされ、2017年6月1日に施行され るに至っている。また, 「液化石油ガスの小売営業 における取引適正化指針」(以下「取引適正化ガイ ドライン」という。) が新たに制定され, 販売事業 者が取り組むべき事項を整理している(施行:2017 年2月22日) (「液石法施行規則」および「液石法 運用・解釈通達」の一部改正と併せて、以下「2017 年改正」という。)。

本稿では参考とされた電力・都市ガス業界との比較を交えながら、2017年改正の内容について、料金の透明化に関する項目を中心に述べることとしたい。なお、本稿の意見にわたる部分は筆者の個人的見

解であり、有り得べき誤りは全て筆者個人に帰する。

Ⅱ LPガス事業の特徴

LPガス業界には全国で1万8千社以上の事業者が存在しており、その規模は大小様々である。この点につき、財の安定的な供給の維持・確保を目的として、原価主義の原則の下で過度の利益を得ることができないことと引き換えに、地域独占が認められてきた電力・都市ガス業界とは異なっている。

平成8年法律14号による液石法改正前は, LPガス小売市場への参入には通産大臣ないし都道府県知事の許可が必要であり, 行政指導の存在等から参入が非常に困難であったとされる。しかし, 同法改正後は「登録制¹」となったことから参入が容易となり,業者間の激しい顧客の争奪が行われるようになったため,現在のような多種多様な事業者が存在する市場環境が形成されている。

以上のような事情から、LPガスWGでは、小規 模事業者等に配慮するための検討が多く行われてお り、2017年改正にも代替手段や猶予を設ける等の配 慮が随所に見られている。

Ⅲ 2017年改正の主な内容

1. 2017年改正の概要

前述のとおり、資源エネルギー庁では、LPガス WGで示された対応の基本的な方向性等を踏まえて、 以下の措置が講じられた。

① 「液石法施行規則」の一部改正

② 「液石法運用・解釈通達」の一部改正

③ 「取引適正化ガイドライン」の制定

なお、②および③は法的効力を伴うものではない2。 しかし、資源エネルギー庁では、③について「遵守 しない場合には、一般消費者等からの信頼を得るこ とはできないものと考えており、個々のLPガス販 売事業者はもちろん, LPガス業界全体として, 取 引適正化ガイドラインで示された事項に真剣に取り 組んでいかなければならないものと考えています³」 との立場を示し、法令に基づく罰則等こそないもの の、信頼獲得のために遵守しなければならないもの と位置付けている。

2. 消費者から選択されるための料金透明化(契約 前における料金透明化)

LPガスは地域独占ではなく自由料金であること から,本来,消費者は各地域のLPガス販売事業者 の中から,料金等を比較考量して事業者を自由に選 択することができるはずである。しかし、LPガス 料金を公表している事業者はごく僅かな状況となっ ているため、消費者の選択が制限され、それによる 競争が働きにくい状況となっており、LPガス料金 の高止まりや不透明性が指摘される要因の1つとな っている。

取引適正化ガイドラインは、自社の標準的な料金 メニュー、および一般消費者等による平均的な使用 量に応じた月額料金例を,不特定多数の一般消費者 等が自由に閲覧できるようホームページを有する者 は当該ホームページに、それ以外の者は店頭の見え やすい場所に掲示する等の方法により公表する必要 があると定めている。なお、これは法的効力を伴わ ないガイドライン上の規定となっているが、電力4や 都市ガス5に倣ってのこととされている6。

もっとも、ホームページを持たない事業者に配慮 する形で店頭表示で足りるとされた点については, 「わざわざ店頭を回って価格を比較する消費者がど れだけいるのか」といぶかる声もあり、実効性につ いてはなお疑問が呈されているで

3. 契約時における料金透明化

(1) 賃貸型集合住宅の入居者に対する賃貸借契約時 におけるLPガス料金の透明化の促進

アパート等賃貸集合住宅においては、消費者は入 居した後のガス開栓時に,不動産を所有または管理 するオーナー,不動産管理事業者が予め選択したL Pガス販売事業者との間で供給契約を締結すること となる。この場合,消費者は供給契約締結時に料金 等に関する事項に納得できないときでも, ガスを利 用するためには、当該事業者との契約締結を余儀な くされ、オーナー等の同意を得ずに事後的に事業者 を切り替えることはできない。それに加えて、オー ナー等との合意のもとでガス消費設備やエアコン等 の付随設備の設置費用をLPガス販売事業者が負担 し、LPガス販売事業者がガス料金で転嫁・回収し ているためガス料金が高く設定されているケースが あることから、消費者からの苦情が寄せられてきた。 これを踏まえて液石法運用・解釈通達の改正で, 設置費用等をLPガスの料金に含めて請求する場合 には、液石法14条書面の中に記載する必要があるこ

とが明確にされた。

(2) 液石法14条書面交付時の透明化の促進

LPガス販売事業者は消費者とLPガスの販売契 約を締結する際には、液石法14条および液石法施行 規則13条に基づき、「LPガスの価格の算定方法等 の料金に関する事項」や「消費設備の所有権がLP ガス販売事業者にある場合の販売契約解除時におけ る消費設備の精算額」等を記載した書面を交付する こととされている。しかしながら、消費者から「基 本料金があることを知らなかった」,「料金につい て説明がない」等の苦情や, 販売契約解除時におけ る消費設備の精算をめぐってLPガス販売事業者と 消費者間のトラブルが後を絶たなかった。

2017年改正では、液石法14条書面を消費者に交付 する際に、料金に係る事項については説明を行う必 要があることが、取引適正化ガイドラインで示され た。しかし、電力や都市ガスにおいては、料金トラ ブルを防止する観点から, 小売事業者は, 料金を記 載した書面の交付だけではなく、説明を行うことが 法律上で義務付けられている⁸。したがって, LPガ スにおいて法的効力を持たないガイドライン上の規 定とされたことにより、消費者に不利益がもたらさ れないように、国や消費者団体等は注視していく必 要があると考える。

4. LPガス販売契約後の消費者に対する料金の透明化

(1) LPガス料金値上げ時の透明化の促進

L P ガスは自由料金であるものの,料金の値上げ について事前の説明や通知を受けていないとする苦 情が多く発生している。

これに対し、2017年改正では取引適正化ガイドラインでLPガス料金を変更する場合には、一般消費者等に対して事前に通知する必要があることが明示されている。

(2) LPガス料金請求時における料金の透明化の促進

全国LPガス協会では2000年に「LPガス販売指針」を策定し、請求書または領収書に基本料金、従量料金、設備貸付料等の内訳を明示するよう呼びかけを行っているが、基本料金と従量料金の区別がなく、前回の検針後の使用量と請求額のみが記載され、料金体系が不透明との苦情はいまだ多くある。

これを踏まえて、液石法施行規則16条の改正により15号の2が追加され、一般消費者等に料金を請求するときは、その算定根拠を通知することが義務付けられている⁹。また、液石法運用・通達解釈では、算定根拠について明確化するとともに、原則として書面で通知する必要があること等が明示された。

Ⅳ むすびにかえて

電力・都市ガスの自由化により、エネルギー業界 内では他の事業者との競争が激しくなっており、エネルギーの価格に対する消費者の関心は高まっている。また、エネルギー業界の事業者は他エネルギー業界に参入する、あるいは他の事業者と提携してセットで商品役務を提供する等、総合エネルギー企業を目指していくような変化が見られ、LPガス事業は他のエネルギー事業者からも関心が向けられている。

2017年改正はそのような背景の中で行われたものでもあるので、LPガス事業を行うにあたっては消

費者に選ばれるために、改正内容を遵守した透明性 の高い料金制度を設計するとともに、これまで以上 に消費者の声に真摯に向き合っていくことが求めら れていくだろう。

【注】

1 液石法3条1項

「液化石油ガス販売事業を行おうとする者は、二以上の 都道府県の区域内に販売所を設置してその事業を行おう とする場合にあつては経済産業大臣の、一の都道府県の 区域内にのみ販売所を設置してその事業を行おうとする 場合にあつては当該販売所の所在地を管轄する都道府県 知事の登録を受けなければならない。」

- ² 通達については、行政機関の内部関係における規範を 定めるための形式であり、国民や裁判所を拘束する外部 効果はない。すなわち、国民も裁判所も通達には拘束さ れない。最判昭43・12・24判例時報548号(1969年)59 頁。
- ³ 資源エネルギー庁「液石法省令等の一部改正, 取引適正化ガイドラインに係るQ&A」(2017年) $1\sim 2$ 頁, http://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/notice/pdf/lpgas_guideline_qa.pdf
- 4 公正取引委員会・経済産業省「適正な電力取引についての指針」(2017年2月6日)第二部 I 2(1)①ア,および経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(2017年9月最終改定)に対応。
- ⁵公正取引委員会・経済産業省「適正なガス取引についての指針」(2017年2月6日)第二部2(1)ア①に対応。
- 6 総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会液化石油ガス流通ワーキンググループ「報告書」(2016年)13頁。7 庄司容子,飯山辰之介「都市ガス・ LPガス 笛吹けども踊らず自由化が進まぬ理由」日経ビジネス1899号(2017年)45頁。
- ⁸ 電力について電気事業法2条の13 (供給条件の説明等), 都市ガスについてガス事業法14条。
- 9 液石法施行規則16条 (販売の方法の基準)

「法16条2項の経済産業省令で定める販売の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。

1~15 (略)

15の2 一般消費者等に対して液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となるものを請求するときは、その料金その他の一般消費者等の負担となるものの算定根拠を通知すること。」

特別研究講座の開催

2017年12月15日,中央大学大学院法務研究科教授の大貫裕之様を講師にお迎えし「原子炉等規制法の構造の理解に向けて-いくつかの論点を取り上げて」というテーマで2017年度第2回特別研究講座を開催した。



(中央大学大学院法務研究科教授 大貫裕之様)

原子炉設置許可をはじめとする許認可手続について,2017年4月に成立した改正原子炉等規制法の内容を交えながら概観した後,原子炉の運転を可能に

する効果はどのように発生するのか, その法的な構 成等についてご説明をいただいた。

講演後の質疑応答では、現在の原子力発電所が運転停止している状況について、原子炉等規制法上どのように整理すべきか、原子炉設置許可と原子炉設置変更許可の関係性、新規制基準への適合性要求が遡及適用に当たらないのか等の質問があり、活発な議論が行われた。



研究班の動き

(12・1月)

原子力損害賠償に関する法的論点検討班

12月20日の第6回研究会では、竹下研究委員より「原子力損害賠償と国際私法—CSC条約締結後の残された国際私法上の問題に関する考察—」というテーマでご報告いただいた。CSC条約締結後の残された国際私法上の問題について、主に条約が適用されない損害賠償に関する問題、原子力保険に関する問題の二つの問題について検討した。前者に際しては「トモダチ作戦」裁判について、後者に際しては再保険契約および国際的な原子力保険プール形成の可能性について議論を行った。

1月9日の第7回研究会では、溜箭研究委員より「インドの原子力損害賠償制度の現状 現地訪問を ふまえて」というテーマでご報告いただいた。イン ドの2010年原子力損害賠償責任法(CLNDA)について、従来からの論点である「運営者の求償権(CLNDA17条)」、「他の法律との関係(CLNDA46条)」に加えて、「紛争解決手続き」、「原子力損害の定義」、「損害賠償責任限度額」、「国の役割」、「原子力保険」等について、現地訪問の結果をふまえて整理・検討した。

エネルギーに関する国際取決めの法的問題検討班

12月22日の第7回研究会では、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会取引制度企画室長の木尾修文様より「電力市場における競争の状況と今後の課題」というテーマでご報告いただいた。電力システム改革と、それに伴う電力市場における競争の状況

(スイッチングの状況等) について概観した後, さらなる競争促進のために存在する政策課題について整理・検討を行った。

1月19日の第8回研究会では、酒井研究委員より「投資仲裁における非拘束的文書の取扱い」というテーマでご報告いただいた。非拘束的文書に対する国際裁判所の対応から、国際社会における国際裁判所の機能把握に係る示唆を得るべく、特に国際投資法における投資仲裁の場面に焦点を当て分析・検討を行った。

環境に関する法的論点検討班

1月23日の第6回研究会では、北村研究委員より「放射性廃棄物処理施設対応条例の変遷」というテーマでご報告いただいた。放射性廃棄物処理施設の立地を拒否することを目的とした市町村条例を概観し、福島事故前後での規制対象の変化や、単なる拒否の意思表示にとどまるものと権利義務を定めたものとの差異、さらには権利義務を定めた場合の義務違反への対応などについて議論を行った。

公益事業に関する規制と競争政策検討班

1月15日の第7回研究会では、柴田研究委員より「Google Search (Shopping) Date:27/06/2017」というテーマでご報告いただいた。2017年6月に欧州委員会がGoogleに対して制裁金を課した件について概観し、Googleが総合検索市場における支配力を比較ショッピングサービス市場に移行したとされる本件に関して、その市場画定や濫用行為について検討を行った。

再生可能エネルギー導入拡大の法的論点検討班

12月12日の第8回研究会では、内藤研究委員より「FIT法改正後の太陽光発電施設をめぐる地方自治体の対応」というテーマでご報告いただいた。主に事業用太陽光発電については、事業運営の適正化を狙いとして、2017年4月に改正FIT法が施行されたが、現場では事業者による関係法令違反、行政指導無視といった事例が後を絶たず、地域との紛争が継続している。そうした実態をいくつかの実例をもってご紹介いただき、今後の検討課題として、規制強化を要望・期待する住民と、規制側である国、自治体の意識との相違解消等を考察した。

原子力安全に関する法制度検討班

12月19日の第6回研究会では、磯部研究委員より「フランス原子力法制の近時の動向等」というテーマでご報告いただいた。フランスの大統領選挙や電力会社の動向等の社会情勢、ならびに2015年8月に成立したエネルギー移行法の内容および課題について概観した後、フランスのエネルギーに関する法規制について日本との比較を交えて検討を行った。

1月30日の第7回研究会では、大貫研究委員より「確率論的リスク評価に対する法学者の控えめな感想」というテーマでご報告いただいた。過去の原子力発電所を巡る訴訟において確率論的リスク評価と決定論的安全評価のどちらが行われているのかについて考察した後、法律の分野において確率論的発想はどのように使用されるのが望ましいかについて検討を行った。

新着図書案内

(12・1月)

	著 者	出版社
ビジュアルテキスト国際法	加藤 信行,植木 俊哉,森川 幸一, 真山 全,酒井 啓亘,立松 美也子 編著	有斐閣
解説 民法(債権法)改正のポイント	大村 敦志,道垣内 弘人 編	有斐閣
講義 債権法改正	中田 裕康,大村 敦志,道垣内 弘人, 沖野 眞已	商事法務
海外電気事業統計 2017年版	海外電力調査会編	海外電力調査会
環境法研究 第7号	大塚 直 編	信山社

日本エネルギー法研究所月報 (隔月発行) 2018. 2.28 Vol. 250

編集発行 日本エネルギー法研究所 月報編集委員会 〒141-0031 東京都品川区西五反田 7 - 9 - 2

KDX五反田ビル8F

電話 03-6420-0902 (代) URL http://www.jeli.gr.jp/ e-mail contact-jeli@jeli.gr.jp

印 刷 株式会社 吉田コンピュートサービス

本書の内容を他誌等に掲載する場合には、日本エネルギー法研究所にご連絡ください。